

第2次総合計画施策評価シート《令和5年度分》

施策コード	基本目標	6	【協働・行財政】市民と行政がつながり、共につくるまち
6	施策目標	4	人権啓発等の推進
SDGs 連携分野	目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
	目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		
	目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		
	目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する		
	目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
			

目指すべきまちの姿 差別や偏見について、一人ひとりが考えられる機会と場所が充実し、誰もがお互いに認め合い、共に暮らせる共生社会になっています。

●主要施策と概要【PLAN】	この1年間の成果及び反省点【DO】	担当課	評価 (CHECK)
(1) 人権教育・啓発の推進 ・ 幼児から高齢者まで市民一人ひとりの人権意識を高めていくため、保育所、学校、地域など様々な場を通じて人権教育、啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。 ・ 市広報、ホームページによる周知を行います。	市内保育所にて人権擁護委員と児童とのふれあい会を実施し、人権の啓発を実施しました。また、人権擁護委員と市内小中学校と連携し、人権を理解する作品コンクールの募集や展示を実施しました。これらの活動を広報誌等で周知する事により、人権啓発の推進を図りました。	福祉課	B
(2) 人権問題に関する相談体制の充実 ・ 人権擁護委員、法務局、民生委員などとの連携のもと、人権問題に関する相談体制を充実していきます。	人権問題等を始めとした様々な相談に対応するため、人権擁護委員、民生委員、行政相談員等と連携し、心配ごと相談所を毎月3回開設しました。	福祉課	A

●施策目標に対する市民満足度	単位	現状値 (平成29年度)	目指す方向性	中間値 (令和4年度)
人権教育・啓発の推進	%	9.7	↗	13.7

●成果指標	単位	現状値	各年度の実績値					目標値 (目指す方向性)	
		(平成29年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	令和10年度
(1) 人権啓発等関係記事の市広報誌への掲載回数	回	7	12	10	6	7	6	8	9

事業No	実施計画に係る事業名	担当部署	今後の進め方【ACTION】
(1)	人権を理解する作品募集及び展示事業	福祉課	人権擁護委員及び小中学校等と連携し、いじめ、差別、偏見等の根絶を目指し、引き続き人権教育・啓発事業を実施していきます。
			現状維持

施策の今後の方針【ACTION】 全ての人が生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちづくりを推進するため、人権擁護委員や関係機関と連携協力し、幅広い世代に対する市民啓発活動を継続的に実施します。

第2次総合計画実施計画事業評価シート《令和5年度分》

事業No	実施計画に係る事業名	課	グループ	作成日
(1)	人権を理解する作品募集及び展示事業	福祉課	社会福祉グループ	令和6年5月15日

■総合計画の位置づけ

基本計画	基本目標	6	【協働・行財政】市民と行政がつながり、共につくるまち	重点施策
	施策目標	4	人権啓発等の推進	
	主要施策	1	人権教育・啓発の推進	
	主要事業		人権を理解する作品募集及び展示事業	
SDGs 連携分野	目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する			
	目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する			
	目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う			
	目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する			
	目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する			
	    			

■事業内容【PLAN】

事業目的	小学生、中学生を対象に、いじめや差別、偏見をなくし、命の尊さや相手を思いやる心を持つことの大切さを人権に関する作品作りを通して学ぶことで、早い段階から意識づけを行うことを目的とします。					主な協働・ 関連団体等	人権擁護委員	
							法務局	
					民生・児童委員			
事業概要	市内の小学校・中学校の児童生徒に、人権に関する作品を募集し、展示をすることにより、地域での人権教育及び啓発活動を推進します。					関連する 個別計画・ 根拠法令等	人権擁護委員法	
							民生委員法	
事業の開始・ 終了	開始年度	平成18	年度		終了年度	令和10	年度	

■事業費(単位:千円)【DO】

事業内訳	令和5年度(実績)		令和5年度(計画)		令和6年度(計画)		令和7年度(計画)	
	内訳 (具体的な内容)	事業費 (直接経費)	内訳 (具体的な内容)	事業費 (直接経費)	内訳 (具体的な内容)	事業費 (直接経費)	内訳 (具体的な内容)	事業費 (直接経費)
	津島人権擁護委員 協議会負担金 (補助額)	109	人権擁護委員負 担金 (補助額)	109	人権擁護委員負 担金 (補助額)	109	人権擁護委員負 担金 (補助額)	109
消耗品 (補助額)	7	消耗品費 (補助額)	3	消耗品費 (補助額)	3	消耗品費 (補助額)	3	
食糧費 (補助額)	2	食糧費 (補助額)	6	食糧費 (補助額)	6	食糧費 (補助額)	6	
手数料 (補助額)	8	手数料 (補助額)	8	手数料 (補助額)	8	手数料 (補助額)	8	
(補助額)		(補助額)		(補助額)		(補助額)		
合計 (補助額)	126 0	合計 (補助額)	126 0	合計 (補助額)	126 0	合計 (補助額)	126 0	

成果指標	単位	現状値	各年度の実績値					目標値(目指す方向性)	
		(平成29年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	令和10年度
(1) 人権啓発等関係記事の市広報誌への掲載回数	回	7	12	10	6	7	6	8	9

指標の分析 市の広報誌を活用し、6月には人権擁護委員の紹介について、5月、8月、11月には子どもや女性に対する相談窓口についての周知を行いました。また、12月の人権週間に市役所や市内商業施設、保育所にて啓発活動を行いました。現在の活動と合わせて偏見や差別に対して正しい理解と認識を深めていけるよう周知を行っていきます。

■事業の評価【CHECK】

項目	評価視点	評価の結果
必要性	<ul style="list-style-type: none"> 住民のために効果的なものであり、求められているか 市民ニーズ、社会需要 市民生活上必要であるか 	近年いじめや虐待などの多様な人権問題が発生している中で、人権擁護についての理解を深めるために、幅広い年代に向けて人権に対する理解を深める必要があります。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> 前年に比べてどのように工夫したのか コストの削減、費用対効果 執行体制の効率性 手段の最適性 	費用をできる限り抑えた中で、効率的に啓発等を実施しました。
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 市・住民・団体が誰が実施するのが良いか 	法務大臣からの委嘱を受けた人権擁護委員や、法務局等関係機関との連携が必要な事業のため、市が実施すべきです。
施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 施策への貢献度 目標達成度 市民サービスへの効果 	市の広報誌を活用して人権啓発活動を周知することで、幅広い年代が人権問題への関心を持つきっかけとなり、継続して実施することで、差別や偏見のない共生社会の実現に繋がります。

■今後の進め方【ACTION】

課長意見	方向性
人権擁護委員及び小中学校等と連携し、いじめ、差別、偏見等の根絶を目指し、引き続き人権教育・啓発事業を実施していきます。	現状維持